

3月1日から

紙類・布類が

直接持ち込めます

市では、さらなるごみ減量・資源リサイクルを進めるため、平成21年12月22日に、土浦資源事業協同組合と「土浦市における古紙及び古布の資源化促進に向けた取組に関する覚書」を締結しました。これにより、町内分別収集や子ども会廃品回収のほかにも、3月1日から、市民および事業者が、紙類と布類を直接次の事業所に無料で持ち込みできるようになります。

※持ち込みをするときは、事業所へ必ず事前に連絡してください。



☎ 環境衛生課(☎826-1111 内線2474)、土浦資源事業協同組合(☎824-5506)

No.	持ち込み事業所	持ち込み場所 (事業所所在地)	電話番号	持ち込み 品目	持ち込み日 (年始の休業日を除く)	受付時間
1	(株)斎藤英次商店 土浦営業所	北神立町7-8	831-7303 ※事前に連絡	古紙、古布	毎日	9:00~16:00
2	北関東通商(株) 土浦営業所	穴塚1486	823-8549 ※事前に連絡	古紙、古布	月曜日~土曜日	9:00~16:00
3	(株)ハシモト	乙戸766-9	841-1382 ※事前に連絡	古布	月曜日~金曜日	9:00~17:00



品目	持ち込みできる品目の例	持ち込みできない品目の例	注意点
古紙	新聞(折り込みチラシを含む) ダンボール ざつ紙(雑誌、紙箱、コピー用紙、プリンタ用紙、包装紙、板紙、チラシ、パンフレット、紙袋、封筒、はがきなど) 飲料用紙パック(アルミ不使用のもの) など	汚れているもの、濡れているもの、分別されていないもの、シュレッダーで裁断されたもの、においの強いもの(線香、洗濯洗剤の空き箱など)、プラスチック製のもの、印画紙、カーボン紙、金紙、銀紙、圧着ハガキ、コート紙、名刺サイズ未満の大きさの紙切れ、アルミコーティングされている飲料用紙パック、住宅用壁紙 など	品目ごとに分別し、ひもで十字にしばって搬入してください。 まとめづらいものは紙袋に入れて、ひもで十字にしばって持ち込んでください。 (クリップなどは除いてください)
古布	衣類(上着、シャツ、ズボンなど)、タオル、手拭い、毛布、夏掛け、シーツ、布製カーテン、布団カバー、布製エコバック、縦横40cm以上の端切れ など	汚れているもの、濡れているもの、破れがひどいもの、綿が入っているもの、縦横40cm未満の端切れ、レインコート、皮製コート、どてら、布団 など	透明または半透明の袋に入れて持ち込んでください。 (指定袋には入れないでください)

※危険防止のため、場内の指示に従っていただけないときは、持ち込みをお断りいたします。  
※持ち込みできない品が混入しているときは、持ち込みをお断りすることがあります。